

1. 届出が必要な駐車場（路外駐車場）

（1）路外駐車場とは

路外駐車場とは、「道路の路面外に設置される、不特定多数の者が利用できる一般公共の用に供される駐車場」をいいます。（駐車場法第2条第2号）

<例>

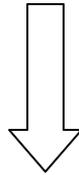
時間貸し駐車場

買物客以外も利用可能なデパート等商業施設の駐車場 等

月極契約などによる駐車場は該当しない

（2）技術的基準への適合が必要な駐車場

自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上である 路外駐車場を設置する場合には、その構造や設備に関する規定（技術的基準）等に適合しなければなりません。



（3）届出が必要な駐車場

路外駐車場のうち、その設置において上記（技術的基準）に加え、下記の条件も満たす場合に、あらかじめ届出が必要となります。

自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上である

都市計画区域内にある

料金を徴収する

「自動車」には、四輪車の他、大型自動二輪車及び普通自動二輪車を含む。

「駐車のために供する面積」とは、駐車スペースの面積をいう。（車路等は含まない）

また、機械式駐車場の場合、パレットの面積に台数を乗じた面積をいう。